

# 青森県報

第二千九百五十二号

平成二十年  
六月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

### 告 示

家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一

保安林の指定予定……………(林政課) ……二

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……二

### 公 告

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表……………(河川砂防課) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……四

建設業者の許可の取消し……………(東青地域局) ……四

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……四

### 雑 報

青森県市町村職員共済組合公告……………(市興町課) ……五

## 規

## 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第十二号の二イ中「給水及び汚物処理の基準1」を「使用水等の管理3」に改め、同号口中「従事者」を「食品取扱者」に改め、「の基準」を削り、「受ける」を「受けさせる」に改め、同口を同号八とし、同号イの次に次のように加える。

口 別表第一第一号の製品の回収及び廃棄2の規定による廃棄等の措置に係る指示に関すること。

### 附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

## 告

## 示

青森県告示第五百六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者、疑別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	八	上北郡七戸町	平成二十年六月

青森県告示第五百七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡三戸町大字斗内字沢田五五の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年七月一日から施行する。

平成二十年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

津軽石川農業協同組合

弘前市大字石川

黒石市農業協同組合

黒石市農業協同組合中央支所

黒石市農業協同組合追子野木出張所

黒石市農業協同組合浅瀬石支所

黒石市一番町

黒石市一番町

黒石市追子野木一丁目

黒石市大字浅瀬石

黒石市大字赤坂

及び

黒石市農業協同組合山一出張所  
黒石市農業協同組合津軽山形支所

黒石市大字温湯  
黒石市大字牡丹平

津軽尾上農業協同組合  
津軽尾上農業協同組合東支所  
津軽尾上農業協同組合中央支所  
津軽尾上農業協同組合西支所

平川市原大野  
平川市金屋上松元  
平川市原大野  
平川市日沼富田

浪岡農業協同組合野沢支所

青森市浪岡大字樽沢

浪岡農業協同組合野沢支所

津軽みらい農業協同組合

津軽みらい農業協同組合石川支

津軽みらい農業協同組合黒石支

津軽みらい農業協同組合追子野

津軽みらい農業協同組合浅瀬石

津軽みらい農業協同組合六郷支

津軽みらい農業協同組合山形支

津軽みらい農業協同組合山一出

津軽みらい農業協同組合平賀支

津軽みらい農業協同組合松崎支

津軽みらい農業協同組合柏木支

津軽みらい農業協同組合大坊支

津軽みらい農業協同組合新屋支

津軽みらい農業協同組合竹館支

津軽みらい農業協同組合葛川支

津軽みらい農業協同組合尾上支

津軽みらい農業協同組合尾上西

津軽みらい農業協同組合東支店

津軽みらい農業協同組合常盤支

津軽みらい農業協同組合常盤支

平川市原大野

平川市原大野

平川市原大野

平川市葛川大川添

平川市唐竹葛原

平川市尾崎稲元

平川市本町北柳田

平川市本町北柳田

平川市本町北柳田

平川市本町北柳田

平川市本町北柳田

平川市本町北柳田

に改め、

を

を削り、

公 告

津軽みらい農業協同組合田舎館  
支店 南津軽郡田舎館村大字田舎  
津軽みらい農業協同組合田舎館  
支店 南津軽郡田舎館村大字田舎  
津軽みらい農業協同組合光田寺  
支店 南津軽郡田舎館村大字田舎  
津軽みらい農業協同組合板柳支  
店 北津軽郡板柳町大字福野田  
津軽みらい農業協同組合沿川支  
店 北津軽郡板柳町大字夕顔閣  
津軽みらい農業協同組合南部支  
店 北津軽郡板柳町大字夕顔閣  
津軽みらい農業協同組合小阿弥  
支店 北津軽郡板柳町大字夕顔閣

津軽みなみ農業協同組合平賀支  
所 平川市本町北柳田  
津軽みなみ農業協同組合新屋支  
所 平川市本町北柳田  
津軽みなみ農業協同組合竹館支  
所 平川市唐竹尊原  
津軽みなみ農業協同組合松崎支  
所 平川市尾崎稲元  
津軽みなみ農業協同組合柏木支  
所 平川市松崎亀井  
津軽みなみ農業協同組合葛川支  
所 平川市柏木町柳田  
津軽みなみ農業協同組合大坊支  
所 平川市葛川大川添  
津軽みなみ農業協同組合田舎館  
支所 南津軽郡田舎館村大字田舎  
津軽みなみ農業協同組合西支所  
支所 南津軽郡田舎館村大字大根  
津軽みなみ農業協同組合光田寺  
支所 南津軽郡田舎館村大字堂野  
常盤村農業協同組合  
支所 前子  
いたやなぎ農業協同組合南部支  
所 北津軽郡板柳町大字福野田  
いたやなぎ農業協同組合小阿弥  
支所 北津軽郡板柳町大字大俵  
いたやなぎ農業協同組合沿川支  
所 北津軽郡板柳町大字夕顔閣

を削る。

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により公表する。  
なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。  
平成二十年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

岩木川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
旧十川	十川からの分派点	岩木川への合流点
松野木川	左岸 五所川原市大字松野木字 花笠二七番二地先の松野 木橋下流端	旧十川への合流点
	右岸 五所川原市大字松野木字 花笠二八番二地先の松野 木橋下流端	

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により公表する。  
なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。  
平成二十年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

今別川水系

今別川	名 称	上 流 端	下 流 端
関口川の合流点			海に至る場所

小湊川水系

小湊川	名 称	上 流 端	下 流 端
右岸 茂木橋下流端	左岸 東津軽郡平内町大字田茂 木字不動沢四三番一 の田茂木橋下流端 東津軽郡平内町大字田茂 木字堤尻二七番地先の田茂木橋下流端		海に至る場所

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

平成二十年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

野辺地川水系

名 称	上 流 端	下 流 端

野辺地川	右岸	左岸	海に至る場所
	上北郡東北町字家ノ前二番一三 流端 上北郡東北町字湯沢二番 二地先の一ノ渡橋下流端	上北郡野辺地町字観音林 後一番一 下流端 上北郡野辺地町字切明四 〇番五〇 下流端	

枇杷野川	右岸	左岸	野辺地川への合流点
	〇番五〇 下流端		

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三建工業
- 二 代表者の氏名 正木 やゑ子
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町九三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一〇〇一六三号
- 五 取消年月日 平成二十年六月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社袖谷組
- 二 代表者の氏名 袖谷 誠一
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字三厩算用師八五の七
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一九)第九八五号
- 五 取消年月日 平成二十年六月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年六月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社袖谷組
- 二 代表者の氏名 袖谷 誠一
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字三厩算用師八五の七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第九八五号
- 五 取消年月日 平成二十年六月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年六月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

雑 報

青森県市町村職員共済組合公告

青森県市町村職員共済組合(合定款第五条の規定に基づき、平成十九年度決算の要旨を公告する。

平成二十年六月三十日

青森県市町村職員共済組合理事長 外 川 三 千 雄

平成19年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務 組合等	合計
10	22	8	39	79

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員の種別	一般	市町村長	特定消防	継続長期	任意継続	合計
組合員数(人)	18,471	40	2,425	1	649	21,586
給料月額(百万円)	6,293	27	775	0	194	7,289
一人当たり給料月額(円)	340,733	592,663	319,979	425,700	299,808	338,814

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	21	10	3	3	6	1	44

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
<b>(収 入)</b>									
負担金	5,494,649	16,992,104		175,413	294,782				
掛金	5,276,382	9,944,158			287,205				
施設収入・商品売上					4,304	543,181			
連合会交付金				94,982					
組合員貸付金利息								470,276	
受託商品手数料									12,715
利息及び配当金			771,010	1,300	8,190		1,923,222	906	
その他収入	832,807			563	5,700	44,682	47,076	54,037	
他経理から繰入金				31,370		215,300			
前年度繰越支払準備金	1,014,671								
計	12,618,509	26,936,262	771,010	303,628	600,181	803,163	1,970,298	525,219	12,715
<b>(支 出)</b>									
給付金	6,330,214								
役職員給与				153,720	87,128	13,979	22,920	55,150	5,818
旅費・事務費				12,231	4,521	1,136	7,128	5,773	1,044
商品仕入						832			
飲食材料費						105,748			
委託費				9,231		279,968			
委託管理費				1,683	450	57,000	562	450	
支払利息			771,010			31,372	781,898	383,252	2,267
連合会払込金	185,230							57,220	
老人保健拠出金	1,774,901								
退職者給付拠出金	2,063,112								
負担金払込金		16,992,104							
掛金払込金		9,944,158							
貸付債権保全金								55,684	
保険料				249		1,439		72	5,476
他経理へ繰入金	31,370				215,300				
その他支出	1,462,392			133,999	325,766	303,072	11,038	23,585	2,107
次年度繰越支払準備金	1,015,923								
計	12,863,142	26,936,262	771,010	311,113	633,165	794,546	823,546	581,186	16,712
差引当期利益金			0	0		8,617	1,146,752		
差引当期損失金	244,633	0	0	7,485	32,984			55,967	3,997
年度末資本剰余金					412,673	1,513,693			
年度末利益剰余金				100,832	647,101	177,136	15,102,033	1,349,477	403,865
年度末欠損金	198,693								

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目  
青森市第一番一號

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭